



ご存知ですか？ スポーツ安全保険

「スポーツ安全保険」とは、スポーツ活動のみならず、文化・ボランティア活動時に発生した事故等も対象となる保険で、町内でも多くの団体が加入しています。
平成27年度の加入のお知らせは、現在加入している団体には直接資料が送付されます。
現在未加入の団体は、生涯学習課に申込用紙が備え付けてありますので、ご利用ください。
なお、インターネットでの加入手続きも可能です。公益財団法人スポーツ安全協会の「スポ安ネット」(https://www.spokyo.jp/spoannet.html)よりお申し込みください。

一般団体の加入区分

加入対象者	補償される団体活動等	加入区分	年間掛金(1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
子ども 中学生以下 (特別支援学校 高等部 の生徒を含む)	団体活動全般 (スポーツ・文化・ボランティア・ 地域活動など) ※往復中も含む	A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	団体活動全般 (スポーツ・文化・ボランティア・ 地域活動など) ※往復中も含む	AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	対象と なりません
	上記以外 (個人活動など)			100万円	150万円	1,000円	500円		
大人 高校生以上 (65歳以上 の方も加入 できます)	文化・ボランティア・地域活動、団 体員の送迎、応援、準備、片付け (スポーツ活動は対象外)	A2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動 スポーツ活動の指導・審判	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	子どものスポーツ活動 の指導・審判 ※C区分でも加入可	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	65歳以上	B	1,000円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳 登山など)	D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

短期スポーツ教室の加入区分 (インターネットのみの加入区分となります。)

加入対象者	補償される団体活動等	加入区分	年間掛金(1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
				死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)		
全年齢	短期スポーツ教室 (開催期間3か月以内)の活動 ※危険度の高いスポーツ活動 を除く	短期 スポーツ 教室	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円

※団体活動を行う5人以上でご加入ください。
※加入区分は、加入者ごとに選択してください。
※平成27年度の加入期間は、平成27年4月1日午前0時から平成28年3月31日午後12時までです。
※危険度の高いスポーツ活動は、D区分以外では補償されません。
※学校管理下での事業による事故は保険の対象外となります。
※上記の表は抜粋してありますので、詳しくは生涯学習課備え付けのパンフレットでご確認ください。

問い合わせ/公益財団法人スポーツ安全協会埼玉県支部 (☎048・779・9580、http://www.sportsanzen.org/)、
または生涯学習課 (☎581・2121内線531) へ。



犬の登録は生涯に一度
狂犬病予防注射は年に1回

生後3か月以上の犬の飼い主には、登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。登録は一度行えば生涯にわたり有効ですが、狂犬病予防注射は毎年1回受けなければなりません。
町と埼玉県獣医師会では、犬の登録と狂犬病予防注射を一緒に済ませることのできる「集合狂犬病予防注射」を次の日程で行います。
なお、当日は多くの犬が集まりますので、かみつき事故防止のためにも犬を押さえられる方が連れて来るようお願いいたします。

犬の登録事項変更届

次の①～③のようなときには「犬の登録事項変更届」が必要になります。なお、他の市町村から犬を転入させた方は、集合注射の前に「犬の登録事項変更届」、「鑑札の再交付申請」等の手続きを済ませてください。
①犬の所有者が変わったとき
②犬の所在地が変わったとき
③飼い主の住所が変わったとき

集合狂犬病予防注射日程

期日	時間	会場
4月13日(月)	9:30~10:45	桜沢コミュニティセンター
	12:30~14:45	JAふかや用土支店
4月14日(火)	9:30~10:30	寄居運動公園駐車場
	11:00~11:30	折原いこい館
4月15日(水)	9:30~11:30	塚越集落センター(地図参照)
	13:10~13:40	JAふかや男衾支店
4月16日(木)	14:10~14:30	末野神社
	15:00~15:15	金尾公会堂
	9:30~10:20	今市地藏堂
4月17日(金)	11:00~11:45	かわせみ荘隣保館前
	13:20~14:30	総合体育館・アタゴ記念館前
	9:30~10:10	岩崎公園
4月17日(金)	10:35~11:15	寄居町教育委員会跡地(雀宮公園東側)
	13:00~14:30	鉢形財産区会館

※上記の日程で登録・注射ができない場合は動物病院で注射し、証明書を生保課へ持参してください。注射済票を交付します。



狂犬病予防関係手数料

種別	問診票・申請書	登録手数料	注射済票 交付手数料	集合狂犬病 予防注射料	合計
登録済みの犬	4月上旬に通知(はがき)を送付しますので、通知裏面の問診票に必要事項を記入したうえで会場へ持参してください。	-	550円	2,750円	3,300円
新規登録の犬	生活環境課、または町公式ホームページで申請書を入力し、必要事項を記入したうえで会場へ持参してください。なお、会場でも申請書の配布を行います。	3,000円			6,300円

問い合わせ/生活環境課(☎581・2121内線222)へ。

犬の死亡届
犬が死亡したときには「犬の死亡届」の提出をお願いします。
犬を飼うためのルール
鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪などに装着する
鑑札と注射済票を紛失したら再交付を受ける(鑑札1,600円・注射済票340円)
犬の標識(シール)を門柱など人目につくところへ貼る
放し飼いはしない
※近所の方や犬嫌いの方には迷惑であり恐怖です。野犬と間違われる可能性もあります。散歩のときも必ずつないでください。
しつけをしつかりする

※主人に服従するようにしつけ、他人に迷惑(鳴き声・かみつき・悪臭)を掛けないように責任を持ちましょう。
※注射会場でも飼い主が片付けてください。フンをしたら散歩に連れ出すなど、飼いのルールを作りましょう。フンは必ず持ち帰り、他人の土地や畑等にさせたり、埋めたりしないでください。迷惑している方が大勢います。
不幸な犬を増やさないために
犬に限らず、動物を捨てることや虐待することは禁止されています。適正に繁殖制限しましょう。繁殖を希望しない場合は、獣医師へ相談し、去勢や不妊手術などを行ってください。